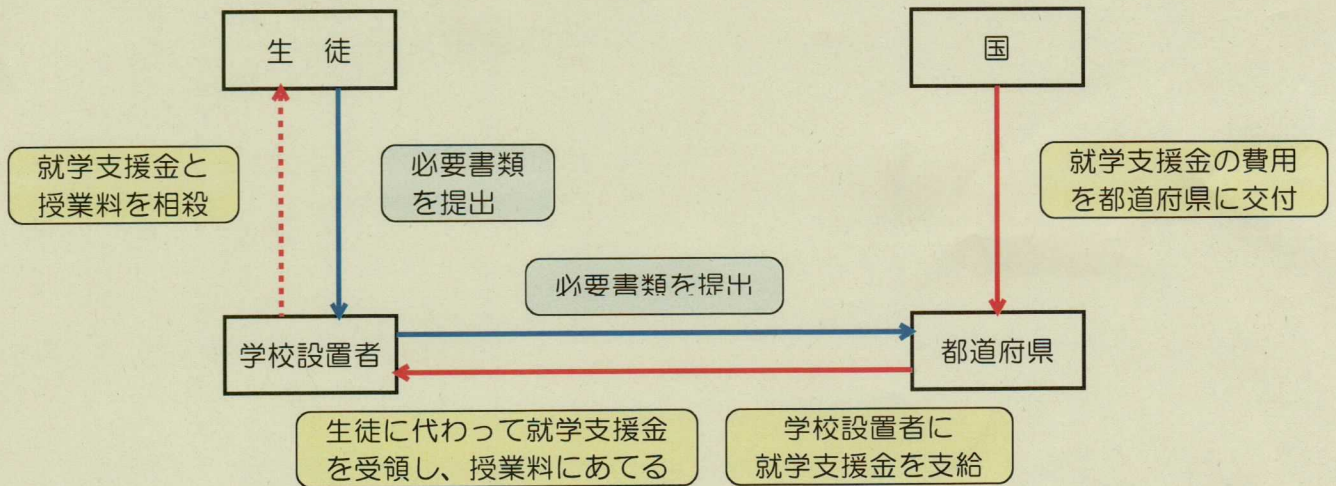


- 就学支援金は、学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。学校によっては、一旦授業料を納め、後日返金される場合があります。

### 就学支援金の流れ



注) 都道府県立高校の場合は、学校設置者＝都道府県となる。国立高校の場合は国から学校設置者へ直接支給される

- 平成25年度までに高校等に在籍していた人（3年生以上）は、以前の制度がそのまま継続されます。

### ■ 参考資料（文部科学省ホームページより転載）

#### 高等学校等就学支援金制度 Q & A

##### Q1. これまでの制度とどこが変わるのですか？

これまで、公立高校と私立高校に通う生徒の間では教育費負担に大きな格差があることや、低所得者世帯では教育費負担が依然として大きいなどの課題がありました。新制度では、市町村民税所得割額が30万4,200円以上の世帯には授業料を御負担いただくこととなりますが、私立高校に通う生徒について、就学支援金の加算をこれまで以上に拡充するなど、家庭の経済状況にかかわらず希望に沿った進路選択ができるようになります。

##### Q2. 支援の対象はどのような人ですか？

これまでの不徴収制度や就学支援金制度の対象であった国公私立の高等学校（全日制、定時制、通信制）や中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（1～3学年）、専修学校高等課程等に加えて、専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校の生徒も就学支援金の支給対象とする予定です。また、文部科学大臣に認定を受けている在外教育施設高等部の生徒への支援を別途行います。授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得者世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」制度を創設します。なお、都道府県の取組に対する国の補助事業とするため、都道府県によって制度内容が異なりますので、御留意ください。ただし、以下の方は対象とはなりません。

- ・高校等を既に卒業した生徒や3年（定時制・通信制は4年）を超えて在学している生徒
- ・専攻科、別科の生徒や、科目履修生、聴講生
- ・市町村民税所得割額が30万4,200円以上の世帯の生徒

##### Q3. 就学支援金を受給するのにどのような手続きが必要ですか？

就学支援金を受給資格を得るため、申請書（学校を通じて配布されます）と、課税証明書（市区町村の窓口で発行されます）等の所得を証明する書類を提出することが必要です。